

議案第 77 号

三朝町立福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり三朝町立福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 8 月 22 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 18 年 8 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	住 所	名称及び代表者	
三朝町立福祉センター 三朝町横手 50 番地 4	三朝町横手 50 番 地 4	社会福祉法人 三朝町社会福祉協議会 会長 西村武津美	平成 18 年 9 月 1 日 から 平成 21 年 3 月 31 日 まで